1　品種登録の番号　第24304号
2　品種登録の年月日　平成27年4月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Hydrangea L.
4　登録品種の名称　YOUMEIRIEH19-17
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　入江亮次
　京都府京都市右京区鳴滝本町3番地7
7　出願公表の年月日　平成23年8月19日

1　品種登録の番号　第24305号
2　品種登録の年月日　平成27年4月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Hydrangea L.
4　登録品種の名称　ルミエール
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　皆谷一雄
　千葉県旭市入野1288
7　出願公表の年月日　平成23年8月19日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
　登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五百二十九号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十七年三月三十日に認定したので、第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年四月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習
　1　名称
　　株式会社石巻中部自動車学校
　2　主たる事務所の所在地
　　宮城県石巻市門脇字浦屋敷百二十四番一号
　3　講習の種類
　　基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）
二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習
　1　名称
　　株式会社石巻中部自動車学校
　2　主たる事務所の所在地
　　宮城県石巻市門脇字浦屋敷百二十四番一号
　3　講習の種類
　　基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習
　1　名称
　　株式会社石巻中部自動車学校
　2　主たる事務所の所在地
　　宮城県石巻市門脇字浦屋敷百二十四番一号
　3　講習の種類
　　基礎講習及び一般講習
四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習
　1　名称
　　株式会社石巻中部自動車学校
　2　主たる事務所の所在地
　　宮城県石巻市門脇字浦屋敷百二十四番一号
　3　講習の種類
　　基礎講習

○国土交通省告示第五百三十号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第三項、第四十八条の十二第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十七年三月三十日に認定したので、第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年四月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第四十七条の九第三項の規定による講習
　1　名称
　　株式会社第一自動車練習所
　2　主たる事務所の所在地
　　愛媛県松山市朝生田町四丁目四番三十二号
　3　講習の種類
　　基礎講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）
二　運輸規則第四十八条の四第一項の規定による講習
　1　名称
　　株式会社第一自動車練習所
　2　主たる事務所の所在地
　　愛媛県松山市朝生田町四丁目四番三十二号
　3　講習の種類
　　基礎講習及び一般講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　運輸規則第四十八条の五第一項の規定による講習
　1　名称
　　株式会社第一自動車練習所
　2　主たる事務所の所在地
　　愛媛県松山市朝生田町四丁目四番三十二号
　3　講習の種類
　　基礎講習及び一般講習
四　運輸規則第四十八条の十二第二項の規定による講習
　1　名称
　　株式会社第一自動車練習所
　2　主たる事務所の所在地
　　愛媛県松山市朝生田町四丁目四番三十二号
　3　講習の種類
　　基礎講習

○国土交通省告示第五百三十一号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十七年三月三十日に認定したので、第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年四月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習
　1　名称
　　株式会社第一自動車練習所
　2　主たる事務所の所在地
　　愛媛県松山市朝生田町四丁目四番三十二号
　3　講習の種類
　　基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）
二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習
　1　名称
　　株式会社第一自動車練習所
　2　主たる事務所の所在地
　　愛媛県松山市朝生田町四丁目四番三十二号
　3　講習の種類
　　基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）